

長崎労働局発表
平成26年1月15日

長崎労働局労働基準部監督課
担当 監督課長 田沼 久志
専門監督官 樽見 啓介
電話 095-801-0030

建設現場年末一斉監督を実施

～県内125現場を監督、違反率は60%～

- ① 労働災害が多発する建設業に対し、労働災害の防止等を目的に建設現場の一斉監督を実施しました。
- ② 監督を実施した 125 現場のうち、75の現場で労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導しました。
- ③ 元請事業者の下請事業者に対する安全管理が不十分な現場や高所の作業場所に墜落防止措置を適切に講じていない現場が多く認められました。
- ④ 県内の建設業における労働災害は依然他の産業より多く発生しています。また、昨年は6件の死亡災害も発生していることから、長崎労働局においては、今後の公共工事の増加も念頭に、建設業における労働災害防止対策を強力に推進していくことにしています。

1 一斉監督の実施

長崎労働局(局長 小鹿昌也)管下の労働基準監督署(6署)は、年度末に向けて工事請負量が増加し建設業における労働災害の発生が懸念されることから、次のとおり県内の建設現場に対して、一斉に監督指導を実施した。

- ① 対象 県内の建設現場 125現場
- ② 期間 平成25年12月2日～20日

2 監督実施結果

(1) 実施件数

違反率は 60.0%で昨年度より大幅増加となり、表1のとおり違反率は増加傾向にある。

表1 建設現場の違反状況

	監督現場数	違反現場数	違反率(%)
平成 25 年度	125	75	60.0
土木工事	48	20	41.7
建築工事	65	50	76.9
平成 24 年度	161	74	46.0
土木工事	86	32	37.2
建築工事	64	40	62.5
平成 23 年度	129	58	45.0
土木工事	60	14	23.3
建築工事	64	37	57.8

※工事種別に「その他」(電気工事等)は含まず。

(2) 違反の概要

違反の内容は、特に、

- ① 元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていないもの 50件
- ② 足場や高所の作業場所に墜落防止措置を講じていなかったもの 58件の違反が多く、これらは建設業特有の請負形態や高所作業により発生する違反と言える。

表2 建設現場における違反の主な内容

主な違反内容	違反現場数			主な内容
	25年度	24年度	23年度	
【安全衛生管理面】 元方事業者が下請事業者の安全管理を行っていないもの	50 (40.0%)	50 (31.1%)	34 (26.4%)	・元方事業者(元請)が災害を防止するための必要な措置を講じていないこと (安衛法 29・30)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業場所に墜落・転落防止措置を講じていなかったもの	58 (46.4%)	39 (24.2%)	36 (27.9%)	・高所(高さ2m以上)作業を行うにあたり作業床(足場)又は墜落のおそれがある所に囲い等を設けていないこと (安衛則 518・519・653) ・足場に適切な手すりを設けていないこと (安衛則 563・655)
【車両系建設機械】 車両系建設機械を適正に使用していないもの	6 (4.8%)	13 (8.1%)	10 (7.8%)	・パワーショベルによる荷のつり上げなど機械を本来の用途以外の用途に使用していること (安衛則 164) ・運転者が運転席から離れるときにバケットを地上に下ろしていないこと(安衛則 160)
【自主点検】 自主検査を実施していないもの	2 (1.6%)	8 (5.0%)	4 (3.1%)	・車両系建設機械について1年以内に1回、定期的に検査を行っていないこと (安衛則 169の2)
【クレーン】 クレーン取り扱いに係る違反	8 (6.4%)	5 (3.1%)	2 (1.6%)	・移動式クレーンに巻過防止装置を備えていないこと (クレーン則 64) ・移動式クレーン作業にかかる作業計画を作成していないこと (クレーン則 66の2)

安衛法は労働安全衛生法(法律)のこと。安衛則は労働安全衛生規則(省令)のこと。

クレーン則はクレーン等安全規則(省令)のこと。

(3) 作業停止命令等の概要

法令違反が確認された現場のうち、放置することにより労働者に急迫した危険があると認められた8現場に対しては、作業停止又は立入禁止などを命令する行政処分を行った。

表3 作業停止等命令の件

命令件数	
平成 25 年度	8
平成 24 年度	9
平成 23 年度	11

3 災害発生状況と今後の取組み

(1) 災害発生状況

長崎県内での平成 25 年の死亡災害は、12月31日現在で17件であり、そのうち6件が建設業の災害である(前年同期4件)。

また、建設業の死傷災害は、12月31日現在で164件(前年同期200件)と対前年比18.0%減となっている。

表4 長崎労働局管内の労働災害発生状況(平成 25 年 12 月 31 日現在)

	平成 25 年		平成 24 年		平成 23 年	
	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害	死傷災害	死亡災害
全 産 業	1255	17	1311	10	1297	18
建設業	164	6	200	4	181	6
土木工事	48	1	59	2	54	3
建築工事	82	5	111	2	104	3
その他の建設	34	0	30	0	23	0

(注:死傷災害:死亡災害を含む休業4日以上労働災害)

(注:その他の建設:電気通信工事業、機械器具設置工事業など)

(2) 今後の取組み

長崎県内の休業4日以上死傷者数は、表4のとおりである。

今後も長崎労働局においては、建設業を災害多発業種と捉え、労働災害防止に向け、監督指導を通じた労働災害防止対策の徹底を図っていく。

表5 死亡災害発生状況(平成 25 年 12 月現在)

		平成 25 年	平成 24 年	平成 23 年
全 産 業	全 国	862	919	845
	長崎県	17	10	18
建設業	全 国	296	329	285
	長崎県	6	4	6

(注:全国の数値については、平成 25 年 12 月 7 日現在の速報値)

(注:平成 23 年の数値は東日本大震災を直接の原因とする災害を除いた数値)